3　役員
研究所に置くことができる理事の人数を、四人以内とすることとした。
4　業務の範囲
研究所は、2の目的を達成するため、次の業務等を行うこととした。
㈠　船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うこと。
㈡　港湾及び飛行場の整備及び保全等に関する技術に関する基礎的な調査、研究及び開発を行うこと。
㈢　港湾及び飛行場の整備及び保全等に関する事業の実施に係る技術に関する研究及び開発を行うこと。
㈣　電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。

三　独立行政法人海技教育機構法の一部改正関係（第四条関係）
1　機構の目的
独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）は、船員となろうとする者及び船員（船員であった者を含む。以下同じ。）に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とすることとした。
2　事務所
機構の主たる事務所を神奈川県に置くこととした。
3　役員
機構に置くことができる理事の人数を、四人以内とすることとした。
4　業務の範囲
機構は、1の目的を達成するため、次の業務等を行うこととした。
㈠　船員となろうとする者及び船員に対し、船舶の運航に関する学術及び技能の教授並びに航海訓練を行うこと。
㈡　船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を行うこと。

四　独立行政法人都市再生機構法の一部改正関係（第五条関係）
1　業務の範囲
独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）の賃貸住宅の建替えに係る業務に、現に存する賃貸住宅を除却するとともに、これらの存していた土地に近接する土地に新たにこれらに代わるべき賃貸住宅を建設（複数の賃貸住宅の機能を集約するために行うものに限る。）することを加えることとした。
2　投資
㈠　都市再生機構は、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため特に必要がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、民間事業者と共同して、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るための建築物の建設及び管理並びにその敷地の整備又はその用に供する宅地の造成に関する事業に投資をすることができることとした。
㈡　㈠の投資は、都市再生機構と共同して㈠の事業に投資をしようとする民間事業者からの要請があること等の要件に該当する場合に限り、することができることとした。

五　附則関係
1　国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所並びに独立行政法人航海訓練所は、この法律の施行の時において解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、それぞれ研究所及び機構が承継すること等とした。（附則第二条関係）
2　この法律は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇地域再生法の一部を改正する法律（法律第四九号）（内閣官房）

1　地域再生計画の記載事項の追加等（第五条関係）
㈠　地域再生計画に記載することができる事項について、次に掲げるものを追加することとした。
(1)　地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。）において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。）を整備する事業に関する事項
(2)　集落生活圏（自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等を含む一定の地域をいい、市街化区域その他政令で定める区域を除く。）において、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点（3において「地域再生拠点」という。）の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業であって、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項
(3)　(2)に規定する事業と一体的に推進する事業であって、地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者が行うものに関する事項
(4)　遊休工場用地等（農村地域工業等導入促進法第五条第一項に規定する実施計画に従って整備された工場用地等のうち、同法第二条第二項に規定する工業等の導入に通常要する期間を勘案して内閣府令で定める期間以上の期間工業等の用に供されていないものをいう。）に、工業等以外の産業であって、当該遊休工場用地等の存する農村地域における産業の現状その他の事情に照らして、当該農村地域における安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項
㈡　市町村は㈠の(4)を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、都道府県知事の同意を得なければならないこととした。
2　1の㈠の(1)の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、1の㈠の(1)の事業であって、一定の要件を満たすものを実施する個人事業者又は法人は、当該事業の実施に関する計画を作成することができることとし、当該計画について都道府県知事の認定を受けたときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び課税の特例等の適用があることとした。（第一七条の二～第一七条の六関係）
3　地域再生土地利用計画の作成等（第一七条の七～第一七条の一二関係）
㈠　1の㈠の(2)の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、認定市町村は、協議会における協議を経て、当該認定市町村の区域において、認定地域再生計画に記載されている集落生活圏について、地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るための土地利用に関する計画（以下「地域再生土地利用計画」という。）を作成することができることとし、当該計画には、地域再生拠点を形成するために誘導すべき集落福利等施設の立地を誘導すべき区域（以下「地域再生拠点区域」という。）、農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域（㈢において「農用地等保全利用区域」という。）等を記載することとした。
㈡　地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内における誘導施設を有する建築物の新築等の行為並びに地域再生拠点区域内における土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為については、認定市町村の長に届け出なければならないこととし、認定市町村の長は、当該届出をした者に対し、地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるときは勧告ができることとするとともに、当該勧告をした場合において、必要があると認めるときは、地域再生拠点区域内の土地の取得等のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。
㈢　認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内にある農用地等の所有者等に対し、必要な援助を行うこととするとともに、当該農用地等が地域再生土地利用計画に即して利用されていない又はそのおそれがある場合で計画の達成のため必要があると認めるときは、必要な勧告ができることとした。